

令和4年度税制改正に係る要望書

令和3年11月25日

千葉県町村議会議長会

世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、国内の景気は極めて深刻となり、地方財政は厳しい運営を余儀なくされています。

しかしながら、町村においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生への取組、福祉・医療・教育の充実、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策等の様々な施策を講じなければならず、税財源の安定的確保が必要となっています。

つきましては、令和4年度の税制改正に当たり、次の事項について、必要な措置を講じるよう要望いたします。

記

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。

特に、土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については令和3年度限りとするとともに、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に行うこと。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等の政策的な措置については、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、更なる対象の拡充は認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

2 ゴルフ場利用税の現行制度堅持

ゴルフ場利用税は税込の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、道路整備や環境対策など、同市町村の行政サービスと密接な関係を有し、極めて貴重な財源となっていることから、本税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を堅持すること。

令和3年11月25日

千葉県町村議会議長会長 松野 唱平